

## 小規模企業共済制度の5年見直しの検討の進め方について

令和7年2月  
中小企業庁経営安定対策室**1. 目的**

小規模企業共済法においては、「掛金及び共済金等の額は、少なくとも五年ごとに、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討する」こととされている。

前回（令和2年度）の見直しから令和7年度で5年目を迎えるため、今般、小規模企業共済制度等に精通している有識者からなる「小規模企業共済制度の在り方検討会」（以下「検討会」という。）において見直しの検討を行う。

また、小規模企業共済制度の加入・保全業務のオンライン化の開始に伴い業務体系が大きく変化しているところ、こうした運営状況等を含む共済制度の在り方全般について検討を行う。

なお、研究会における検討結果については、中小企業政策審議会共済小委員会に報告をする。

**2. 検討事項（案）****（1）掛金及び共済金の検証等について**

- ・掛金額の妥当性の検証
- ・小規模企業共済法施行令における共済金・解約手当金額の妥当性の検証

**（2）その他共済制度に関すること**

- ・安定的な運営のための財務面の検討 等

**3. 今後の検討スケジュール（案）**

第1回 令和7年 5月下旬

第2回 7月頃

第3回 11月頃

※検討の進捗状況等により、検討会スケジュールが追加及び変更となる可能性がある。

（参考）小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）

（掛金及び共済金等の額の検討）

第二十九条 掛金及び共済金等の額は、少なくとも五年ごとに、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。